

# 前田、渡邊ボーナスカット本人訴訟開催

9月4日、5日と大阪地方裁判所にて多数の組合員・OB会員が集まる中、不当なボーナスカットに対する前田本人訴訟、渡邊本人訴訟が開催されました。

## 第3回前田本人訴訟！ 裁判官に主張を強く訴える！

9月4日、大阪地方裁判所810号法廷において、第3回前田本人訴訟が開催されました。今回は、裁判所から会社側が提出した答弁書（管理者の氏名の記載が無いボーナスカット理由）に対する前田さんの認否が求められました。

前田さんは、1点を除いて身に覚えが無い。注意・指導もされていない。会社側が主張する注意・指導の無い事を証明するのは無理があり難しい。会社は5W1Hでまとめているというのだからそれを明らかにしてほしいと強く訴えました。しかし、裁判官もまだ状況がよくわからないということや、認否の細かい状況がわからないということで、もう一度詳細について明らかにするというので第3回の前田本人訴訟を終えました。



## 第2回渡邊本人訴訟！ 裁判官も主張を認める！

9月5日、大阪地方裁判所611号法廷において、第2回渡邊本人訴訟が開催されました。前田本人訴訟同様、会社が提出した答弁書（管理者の指名の記載が無いボーナスカット理由）に対する渡邊さんの認否が求められました。

渡邊さんは、作業の詳細をはっきり覚えていないが全ての理由について注意・指導されていないと否認をしました。裁判官も「時間が経っているので無理ありません」としたうえで次回までに会社側に渡邊さんの主張に対する答弁を求めました。



次回、前田本人訴訟11月13日13時10分～、渡邊本人訴訟11月21日14時30分～